

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（経緯）

資料2-2

平成25年10月 「水銀に関する水俣条約」の採択

水銀廃棄物については環境上適正な方法で管理すること

平成27年2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた
今後の水銀廃棄物対策について(答申)」

金属水銀及び水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理
方法等を取りまとめ

平成27年11月 廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の公布

平成27年12月
改正令(第1段施行分)に
係る環境省令等の公布

平成28年4月1日施行

平成28年6月～
改正令(第2段施行分)に係る環境省令等の審議
(中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会)

パブリックコメント(平成28年10月6日～11月6日)

平成29年6月省令等の公布

平成29年10月1日施行

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（全体概要）

（施行令は平成27年11月6日閣議決定、同月11日公布）

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定

- 廃水銀等（廃試薬、水銀使用製品から回収された水銀、等）を特別管理廃棄物に指定。
- 廃水銀等の収集運搬基準及び保管基準の強化：密閉容器に収納して運搬すること。
- 廃水銀等の処分方法の強化：埋立処分を行う場合、あらかじめ硫化・固型化すること。
 - ・溶出試験の結果、判定基準（0.005mg/L以下）を満たさない場合→遮断型最終処分場に処分
 - 満たす場合→追加措置（雨水浸入防止措置等）を講じた管理型最終処分場に処分できる
- 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加（構造基準、維持管理基準）

平成28年
4月1日
施行

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の強化

- 水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計、蛍光灯等）の収集・運搬基準の追加
 - ・破碎することのないような方法により行うこと
 - ・他の物と混合するおそれのないよう区分すること
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（15ppm超）の処分基準の追加
 - ・水銀が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること
 - ・金属水銀を含有する水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計等）及び高濃度の水銀含有ばいじん等（100ppm以上）については水銀を回収すること
- 水銀使用製品産業廃棄物の安定型最終処分場への埋立禁止の明確化
- 産業廃棄物収集運搬業、処分業、産業廃棄物処理施設の許可において
取扱いを明らかにするとともに委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけ

平成29年
10月1日
施行